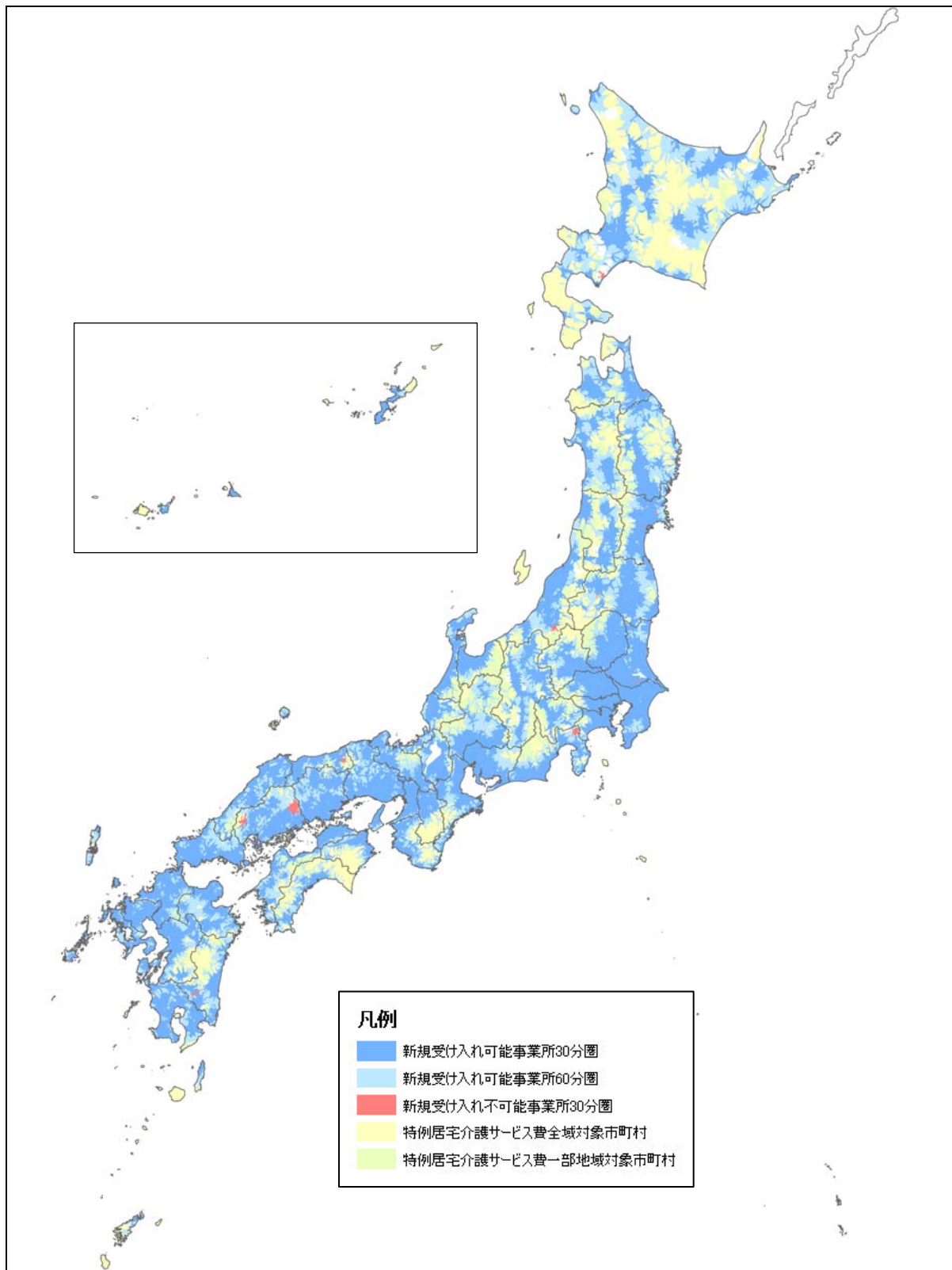


なお、上記で示した「受け入れ可能」もしくは「少人数又は病状によっては受け入れ可能」という訪問看護ステーションから自動車で 60 分以内で移動できるエリアを色塗りし、可視化してみると、以下のようになる。



※特例居宅介護サービス費一部対象市町村については、市町村内の具体的な対象地域の特定が困難であるため、市町村全域を色塗りしている。

